貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,002,906,131		408,711,703
現金及び預金	456,310,392	買掛金	49,476,946
受 取 手 形	198,000	未 払 金	300,977,005
売 掛 金	360,874,076	未払費用	3,000,000
棚 卸 資 産	2,610,748	未払法人税等	6,300,000
前 渡 金	1,005,254	未 払 消 費 税 等	8,546,500
前 払 費 用	14,173,632	前 受 金	9,097,420
短期繰延税資産	3,608,743	預 り 金	4,104,032
短 期 貸 付 金	115,000,000	賞 与 引 当 金	27,208,000
未 収 入 金	10,172,271	仮 受 金	1,800
未収入金(仮払税金)	497		
未収通算税効果額	19,000,000		
立 替 金	19,045,671		
仮 払 金	2,709,527		
貸 倒 引 当 金	\triangle 1,802,680		
固 定 資 産	517,658,085		
有 形 固 定 資 産	16,160,529		
建物(純額)	1,191,370		
建物付属設備	14,166,682		
工具、器具及び備品	802,477		
		負 債 合 計	408,711,703
無形固定資産	195,722,714		
ソフトウェア	191,222,714		1,111,852,513
ソフトウェア仮勘定	4,500,000		100,000,000
投資その他の資産	305,774,842		1,012,441,861
長 期 貸 付 金	5,500,000		1,012,441,861
関係会社株式	270,377,140		△ 589,348
敷金	560,570		18,920,000
破産更生債権等	29,472,000		\triangle 19,509,348
長期前払費用	381,741		△ 19,509,348
貸倒引当金	\triangle 516,609		1,111,852,513
		(当期純損失)	(69,966,388)
資 産 合 計	1,520,564,216	負債純資産合計	1,520,564,216

個別注記表

自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1)資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法
 - ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 個別法による原価法 原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法

- (2)固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 定額法
 - ②無形固定資産 定額法
 - ③リース資産 リース期間を耐用年数とする定額法
- (3)引当金の計上基準
 - ①賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(4)重要な収益及び費用の計ト基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収 益認識に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日) を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又は サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、 収益認識に関する注記に記載のとおりです。

- (5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①当社は、グループ通算制度を適用しております。 ②グルーブ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用 当社は、当事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これ に伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グ ループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務 対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更 による影響はないものとみなしております。

(6)会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月 17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価 算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準 適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計 算書類に与える影響はありません。